

令和 4年 2月10日

コセキ (株)

小関 正剛 殿

東北地方整備局長 稲田 雅裕



特定 建設業の許可について(通知)

令和 4年 1月 27日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可(特-3) 第 17131号
許可の有効期間	令和 4年 2月12日から 令和 9年 2月11日まで
建設業の種類	

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 1月 12日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)